

「安中市ヤングケアラー支援条例」を施行しました

市は、すべてのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長と自立が図られるよう、ヤングケアラーを早期に発見し適切に支援していくために「安中市ヤングケアラー支援条例」を制定し、令和6年4月1日から施行しました。

【ヤングケアラーとは？】

本来大人が担うと想定されている家事や家族などの世話などを日常的に行っている、18歳未満の子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

幼いきょうだいの世話



買い物・料理・掃除・洗濯などの家事



家族の身の回りの世話・見守り



家計を支えるための労働



日本語が話せない家族への通訳



「お手伝い」と「ケア」の違いは？

お手伝い

保護者の監督のもと、子どもらしく生活する中で自主的に行うことです

ケア

ヤングケアラーのケアは、年齢や成長段階に見合わない、大人が担うような責任と負担が伴います



条例の定めるそれぞれの役割

市	ヤングケアラー支援に関する施策を総合的に推進します。保護者、市民など、学校および関係機関と相互に連携を図ります。(第4条)
保護者	子どもの意見を尊重しつつ、年齢および発達段階に応じた養育に努めます。家庭が抱える困難に応じた支援を求めることができます。(第5条)
市民など	市が実施するヤングケアラー支援に関する施策に協力するよう努めます。(第6条)
学校	ヤングケアラーと認められる子どもに対し、支援の必要性の把握に努めます。市および関係機関と連携して適切な支援に努めます。(第7条)
関係機関	市が実施するヤングケアラー支援に関する施策に協力するよう努めます。(第8条)

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題で表面化しにくい傾向にあります。また、ヤングケアラーと自覚していなかったり、子ども自身が支援を必要としない場合があります。相談しやすい環境づくりを行いながら必要な支援につなげていきます。



こども家庭庁HP

【相談窓口】

市家庭児童相談(市子ども課内) ☎382-8005
月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

県ヤングケアラー支援ワンストップ相談窓口 ☎090-1158-4140
午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)、LINE相談(24時間受付)



NPO法人
虹色のかさHP



LINE相談